

# 美祢市立綾木小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
令和4年4月改訂

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談週間や児童による毎週的生活アンケート、保護者によるいじめ・不登校早期発見アンケートの実施等の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、県内の学校においても学校内外でのいじめや、ネット・ケータイ問題上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」、「美祢市いじめ防止基本方針」を参酌して、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため「美祢市立綾木小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当教員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、市教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「児童理解の会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

#### ○いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

- ・ 構成  
管理職、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、養護教諭

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

#### ・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口

◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### ○児童理解の会等

毎月の定例会議、事案発生時に緊急会議等

- ・ 構成  
校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、事務職員（全校体制）
- ・ 役割

◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有  
◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導 等  
◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施  
◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

#### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

#### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

#### 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

#### 3 いじめ解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
- ・ いじめの被害に重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、綾木小学校いじめ対策委員会又は校内いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間設定するものとする。
- ・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等への面談等を実施し、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ いじめ解消に至っていない段階では、学校は被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保

する責任を有する。

- ・ 綾木小学校いじめ対策委員会又は校内いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

#### 4 学校評価による評価・検証・改善

本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

##### **未然防止**（いじめの予防）

###### (1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、県教委作成の「F i t」（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、児童理解に努める。
- ・ 小中高の切れ目のない支援体制を構築するため、小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

###### (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

###### (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

##### **早期発見**（把握しにくいいじめの発見）

###### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談の実施や、教育相談箱の設置により、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

###### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

## 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

### (1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

### (3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 5 重大事態への対応

### 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに市教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

調査を実施する前に、被害児童及び保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ①調査の目的・目標 | ②調査自体（組織の構成、人選） |
| ③調査期間     | ④調査事項、調査対象      |
| ⑤調査方法     | ⑥調査結果の提供        |

### Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA役員会でいじめ問題について協議するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

美祢市立綾木小学校	代 表	0 8 3 9 6 - 2 - 0 1 1 3
相談メール	<a href="mailto:mitou-05@c-able.ne.jp">mitou-05@c-able.ne.jp</a>	

#### (2) 関係機関等の相談窓口

○ 美祢市いじめ110番（ヤングテレホン美祢）	0 8 3 7 - 5 2 - 0 4 0 0
○ 美祢市教育委員会学校教育課	0 8 3 7 - 5 2 - 1 1 1 8
○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 0 2
○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	0 8 3 - 9 2 2 - 8 9 8 3
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

### Ⅳ 令和4年度美祢市いじめの防止等に向けた年間計画

未然防止に関すること…① 早期発見に関すること…② 早期対応に関すること…③

家庭・地域・関係機関との連携に関すること…④

	活 動 内 容	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解の会①②③④ 1年生を迎える会①	PTA役員会 学校いじめ防止基本方針の通知 PTA総会 参観日	学校運営協議会 見守り隊会議（警察等見守り関係者） 教育後援会役員会（校区） 地域学校協働活動推進会議
5	校内研修①（いじめ）① 児童理解の会①②③ 春季大運動会（全学年）①		美祢市生徒指導連絡協議会
6	校内研修②（特別支援教育）① 児童理解の会①②③ 保育実習（6年生）④ 1学期教育相談週間（全学年）①②③④	アンケート調査（保護者対象） 参観日（授業評価アンケート実施）	校内研修講師（地域コーディネーター） 小中交流 子ども会連絡協議会 再生品回収

7	児童理解の会①②③ 学期末保護者懇談会①②③④	PTA役員会 学校評価アンケート実施 (保護者対象)	学校評価アンケート実施 (地域対象)
8	校内研修③ (カウンセリング) ①		地域教育ネット協議会
9	校内研修④ (情報モラル教育) ① 児童理解の会①②③ 情報モラル教室① 保育実習 (5年生) ④	参観日	NTTドコモ 学校運営協議会 地域学校協働活動推進会議 ユニット型研修会
10	いじめ防止・根絶協調月間 児童理解の会①②③ 2学期教育相談週間 (全学年) ①②③④ いじめに関する保護者アンケート①②③④	ふれあい活動 拡大保健安全委員会	
11	児童理解の会①②③		
12	児童理解の会①②③ 学期末保護者懇談会①②③④	しめ縄づくり 学校評価アンケート実施 (保護者対象) 人権教育講演会 学校評価アンケート実施 アンケート調査 (保護者 対象)	学校評価アンケート実施 (地域対象)
1	児童理解の会①②③ 人権教育参観日①④ 3学期教育相談週間 (全学年) ①②③④	参観日 (授業評価アンケ ート実施)	どんど焼き 再生品回収
2	校内研修④ (来年度の方針の見直し等) ① 学級懇談会①②③④	参観日	美祢市学校安全生徒指導連 絡協議会 学校運営協議会 地域学校協働活動推進会議 美東中入学説明会
3	6年生を送る会 (全校) ①	PTA役員会	PTA役員会 小中連絡会議

※上記以外の日常的な取組

○1週間ふりかえりアンケート (毎週木曜日)

## V 重点的に取り組む内容と取組目標

未然防止に関すること

### (1) 児童の主体的な参画

取組内容	取組目標	チェック
児童会を主体とした活動の推進	・運営委員会が主体となり、いじめ防止を呼び掛ける取り組みを企画・実行する。	
	・運営委員会が主体となり、あいさつを活性化する取り組みを企画・実行する。	
	・児童集会 (年3回) の内容を充実させ、学年を超えた連帯感や、思いやりの心を育む。	
	・昼休みに「全校遊びの日」を設定し、異学年交流による仲間意識を育む。	

学校・学級・個人のいじめ防止に関する目標の設定	・いじめ防止に向けて自分たちにできることについて、各学年で話し合う。	
-------------------------	------------------------------------	--

(2) 児童に対する教育・啓発

取組内容	取組目標	チェック
児童の心を豊かにする教育の推進	・朝読書や教師・地域ボランティアによる読み聞かせを年間通して実施する。	
	・地域の歴史や自然にふれる活動を実施し、地域のよさを実感させる。	
	・教師・保護者・地域が連携したあいさつ運動を展開し、あいさつを通して他者を大切にしようとする心を育てる。	
自他ともに認めあう人権教育の推進	・全教職員で児童の言動に目を配り、適切な言動がとれるようにする。	
	・人権教育参観日には、全学級で人権教育に関わる授業を実施、公開する。	
いじめ問題に関わる、児童の解決力を育むための教育の推進	・学級会や授業場面での話し合い活動を通して、自発的・自治的な能力を高める。	
	・ソーシャルスキルトレーニングを発達段階に応じて取り入れ、自己コントロールができるようにする。	
専門家によるいじめ問題や人権教育に関わる授業の実施	・教育講演会や、道徳の時間に地域の方が参加して話し合いを深める学習などを通して、人権・いじめに関する学習機会を増やす。	
児童の存在や意見が大切にされる授業・学級づくりの推進	・一人ひとりのよさを認め合う場を設け、児童の自己肯定感や学級の支持的風土を高める。	
	・話し合い活動やグループ活動を積極的に行い、互いに尊重し、よさを認め合い、協力し合う仲間づくりを行う。	
いじめ防止根絶強調月間における取組	・いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを繰り返し指導し理解させる。	
	・いじめ問題に関わる道徳授業を実施し、いじめはしない、許さないという心情を高める。	
ネット上でのいじめを含めた情報モラル教育の推進	・パソコン使用時のマナー指導を継続する。専門家による「スマホ・ケータイ教室」を行い、保護者の啓発にも努める。	

(3) 教員に対する研修・支援等

取組内容	取組目標	チェック
いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組に関わる教員体制の整備	・生徒指導主任（いじめ対策担当教員）を中心に、全教職員が情報を共有し、共同歩調で児童の見守りと指導にあたるとともに、問題発生の際は役割分担の上、対処していける体制を日頃からつくっておく。	
学校のいじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員の周知	・年度末には、当該年度の取組を反省し、方針の見直しをする。見直した方針に従って新年度の取組を始める。	
	・年度当初の職員会議で基本方針を周知し、できるだけ早く体制を整える。	



学校独自の取組	・職員朝会、放課後の連絡会の際にも、児童に関する情報を共有する場を設け、全教職員で全校児童を見守る体制づくりに努める。	
---------	---	--

早期発見に関すること

(1) いじめに対する情報収集

取組内容	取組目標	チェック
いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・「1週間ふりかえりアンケート」を毎週実施し情報収集するとともに、問題の早期解決を図る。	
いじめに関する情報の集約と連絡・報告の体制	・担任から提出された集計表をとりまとめ、管理職に提出・報告する。アンケートの結果を分析し、管理職と相談の上、対応についての指示を出す。いじめと思われる事案については、いじめ対策委員会を立ち上げる。	
校内での児童の見守り活動	・休み時間にいじめが発生することが多いことから、管理職、生徒指導担当を中心に休み時間に校地内の見回りをする。	
教育相談の実施	・学期1回、全児童と教育相談を行い、児童の悩みや心配事を把握する。必要と考えられる児童については、さらに教育相談を行う。	
	・「おはなしボックス」（相談ポスト）を常時保健室前に設置し、児童の悩みや心配事に対応する。	
家庭との連携	・保護者へのいじめに関するアンケート（10月）を行い、情報収集をする。	
	・学級通信や週予定などにより、学校での様子が家庭に伝わるようにする。	
	・日頃から電話や連絡帳でこまめに家庭連絡をして信頼関係を築くよう努める。特に、欠席の場合は必ず連絡を取り、児童の様子を確実に把握しておく。	

(2) いじめに関する情報共有

取組内容	取組目標	チェック
いじめ事案の情報共有を図るための「児童理解の会」の開催	・「児童理解の会」を月1回は必ず開催する。職員朝会の際にも、気になる児童についての情報共有をする。	
学年や校種を超えた情報共有の推進	・同一中学校区の他小学校、中学校、保育園ともこまめに情報交換をし、いじめにつながるとされる情報は早く収集できるようにする。	

いじめへの対応に関すること

取組内容	取組目標	チェック

組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取りや解決に向けての対応（進め方、役割分担等）をあらかじめ決めておき、速やかに対応できるようにしておく。</li> </ul>	
いじめ事案の解決に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数教員で見守る体制を組み、いじめを受けた児童の様子や変化を細かく見取り支援する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S・Cなどの専門家と連携し、心の回復支援につなげる。</li> </ul>	
ネット上でのいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と連携・協力をし、問題解決につなげる。</li> </ul>	
重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携・指導助言のもとできるだけ速やかにアンケート調査を行い、情報を収集する。</li> </ul>	
いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した情報を分析し、事実を保護者に伝える。指導内容と共にその後の経過も伝える。</li> </ul>	